一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び国土交通大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）第 34 条第９項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書を、内閣総理大臣及び国土交通大臣の意見を付して報告するものである。

一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣及び国土交通大臣の意見

一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人
基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・１

一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人
基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書に付する内閣総理
大臣及び国土交通大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書

目　次

Ⅰ．令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書・・・

Ⅰ．令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書

令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務について

１．基金の概要

一般財団法人日本船舶技術研究協会（以下「当会」という。）は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、「船舶の部品」が特定重要物資に指定されたことを受けて、「船舶の部品」に係る安定供給確保支援業務を実施するため、法第 31 条第１項の規定に基づき、令和５年２月 15 日に安定供給確保支援法人に指定された。また、令和７年 12 月 24 日、特定重要物資「船舶の部品」の一部として新たに「船舶の船体を構成するもの」（以下「船体」という。）が追加されたことに伴い、令和８年３月 11 日、当会は、船体に係る安定供給確保支援業務（以下「業務」という。）実施の認可を受けた。

これを受け、当会は、造船業再生支援基金交付要綱（令和８年２月 25 日付け国海産第 853 号）（資料１）の規定に基づき、同年３月 11 日に 1,200 億円の交付決定を受け、同月 23 日、その全額をもって基金の造成を行ったところである。

２．基金の管理体制等

当会は、業務を適切に執行するため、専任部署として造船業再生基金事務局を設置し、統括責任者の配置や必要な人員の確保を行う等、体制の整備を行った。

基金の管理及び運用については、法第 33 条第１項及び船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和５年２月 15 日内閣総理大臣及び国土交通大臣制定）（資料２）に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会安定供給確保支援業務規程（令和５年２月 24 日一般財団法人日本船舶技術研究協会制定）（資料３）において規定している。

３．業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）

（単位：百万円）

		令和７年度	令和８年度（見込み）
前年度末基金残高　(a)		－	120,000
収入	国からの資金交付額	120,000	－
	運用収入	－	－
	その他	－	－
	合　計　(b)	120,000	－
支出	事業費	－	39,550
	管理費	－	436

	合　計　(c)	－	39,986
国庫返納額　(d)		－	－
当年度末基金残高(a+b-c-d)		120,000	80,014
（うち国費相当額）		120,000	80,014

４．令和７年度の基金事業の実施決定件数・実施決定額

実施決定件数（単位：件）	－
実 施 決 定 額（単位：百万円）	－

５．保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和７年度末時点での保有割合は「１」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

（令和７年度末基金残高）÷（令和８年度以降の業務に必要となる金額）

６．基金事業の目標に対する達成度

近年、我が国においては厳しい国際競争のもと、船体を製造する事業者の事業撤退が続き、船体の供給途絶リスクが顕在化しつつあり、我が国において自律的に船舶を建造することができなくなるおそれがある。そのため、本事業においては、法に基づき造船事業者等が行う船体供給に必要な設備・施設への投資及び船体を構成する部品の供給に係る新たな技術等の研究開発への助成等を行うこととされており、これらの取組に加え、事業者による生産性向上等の他の取組と相まって、我が国における船体の年間供給能力（公称能力）を 2035 年までに完成品の船舶ベースで 2024 年時点から 750 万総トン相当以上増強することを目標としている。

目標の達成に向けて、当会は、令和７年度末において、基金の管理・運営体制及び業務規程を整備した。

また、船体の安定供給確保を図ろうとする者からの相談窓口の設置や連絡先をホームページに掲載するとともに、供給確保計画認定申請の相談受付業務を開始したほか、令和８年度から実施する船体の安定供給確保に関する情報収集について、調査内容に係る検討等の準備を行うなど、着実に事業を実施した。

Ⅱ．参考資料

（資料１）

造船業再生支援基金補助金交付要綱

令和８年２月２５日
国海産第８５３号

（通則）

第１条　安定供給確保支援法人（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第３１条第１項に規定する安定供給確保支援法人をいう。以下「補助事業者」という。）に対する造船業再生基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　本補助金は、経済安全保障推進法第７条の規定に基づき、特定重要物資として指定された船舶の船体を構成する部品を対象とし、補助事業者が、経済安全保障推進法第３４条第１項の規定に基づき、造船業再生基金を造成し、安定供給確保支援業務（同法第３１条第３項第１号、第３号及び第４号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）を行うことで、認定供給確保事業（同法第１１条第１項に規定する認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。）を促進することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、経済安全保障推進法において使用する用語の例による。

（交付の対象）

第４条　国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が基金を造成し、別途定める「造船業再生基金補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める造船業再生基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で補助事業者に対して本補助金を交付する。

（交付の申請手続）

第５条　補助事業者は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第１）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

２　補助事業者は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書

（様式第１）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第２）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第６条　大臣は、第５条第１項又は第２項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第３）を補助事業者に送付するものとする。

２　第５条第１項又は第２項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。

３　大臣は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第７条　補助事業者は、前条第１項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第４）を大臣に提出しなければならない。

（基金の基本的事項の公表等）

第８条　補助事業者は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第２の２．に定める事項について公表しなければならない。

２　補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（基金の経理等）

第９条　補助事業者は、経済安全保障推進法第３６条に基づき、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第５）を作成し、経済安全保障推進法第３８条に基づき整備した帳簿とともに、毎年度分を整備保管し、同法第４０条第１項の規定により安定供給確保支援業務のうち基金事業に係る業務が休止若しくは廃止された日又は同法第４１条第１項、第２項若しくは第３項の規定又は同法第７条の特定重要物資の指定解除により同法第３１条第１項の指定が取り消された日の属する年度の翌年度から起算して５年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（状況報告）

第１０条　補助事業者は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合

には、速やかに状況報告書（様式第６）を大臣に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第１１条　大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを補助事業者に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第１２条　大臣は、補助事業者が経済安全保障推進法第４０条第１項に基づく内閣総理大臣及び国土交通大臣(以下「主務大臣」という。)の許可を受けて、安定供給確保支援業務のうち基金事業に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二　補助事業者が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

三　補助事業者が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　経済安全保障推進法第４１条第１項又は第２項の規定により主務大臣が補助事業者の同法第３１条第１項に基づく指定を取り消した場合

五　経済安全保障推進法第４１条第３項の規定又は同法第７条の特定重要物資の指定解除により主務大臣が補助事業者の同法第３１条第１項に基づく指定を取り消した場合

六　補助事業者が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

七　前６号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項第１号から第４号まで及び第６号の規定による取消し又は変更を行った場合において、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、基金の造成が完了した日から起算して３０日を経過した日（前条第１項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して３０日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第７）を大臣に提出しなければならない。

２　前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（補助金の額の確定等）

第１４条　大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（契約及び交付等）

第１５条　補助事業者は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額１００万円未満のものを除く。）又は助成金の交付をするに当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方又は助成金の交付先とすることができる。

２　大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

３　前２項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（財産の管理等）

第１６条　補助事業者は、基金事業（補助事業者が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により補助事業者が取得し、又は効用の増加した

財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、様式第８による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第２の３．（１）に定める報告（毎年度、翌年度の６月３０日までに行う報告に限る。）を行う際に様式第９による取得財産等管理明細表を提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１７条　取得財産等のうち、施行令第１３条第４号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

２　補助事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が５０万円未満の機械及び器具を除く。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、様式第１０による財産処分申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

３　大臣は、前項の承認に際して必要な条件を付すことができる。

４　補助事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が１０万円未満のものを除く。）の処分による収入金があったときは、様式第１１による収入金報告書を大臣に提出しなければならない。

５　大臣は、前項の収入金があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができる。

６　第２項から前項までの規定は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して大臣が別に定める期間を経過した取得財産等については適用しない。

（基金から助成金を交付する場合に認定供給確保事業者に対して付すべき条件）

第１８条　補助事業者は、基金から認定供給確保事業者（経済安全保障推進法第１０条第１項に規定する認定供給確保事業者をいう。）に対して助成金を交付するときは、適正化法、施行令及び船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準(令和５年２月 15 日内閣総理大臣・国土交通大臣公表)に定められた条件に従うとともに、経済安全保障推進法第 33 条第１項及び第２項の規定に基づき安定供給確保支援業務規程において助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項を定めることとする。

（情報管理及び秘密保持）

第１９条　補助事業者は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密

である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、国土交通省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

２　前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

一　補助事業者に開示された時点で、既に公知となっていたもの

二　補助事業者に開示された後で、補助事業者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

三　補助事業者に開示された時点で、既に補助事業者が保有していたもの

四　補助事業者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

五　補助事業者が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

３　補助事業者は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

４　本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２０条　補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（協力事項）

第２１条　補助事業者は、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他国土交通省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も補助事業者の負担において国土交通省に協力するものとする。

（基金の廃止等）

第２２条　補助事業者は、経済安全保障推進法第 40 条第１項の規定により主務大臣の許可を受けた場合を除き、基金事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。また、補助事業者が基金事業を廃止する場合、業務により得た財産及び基金の取扱いについて、法第 40 条第１項の規定により主務大臣の許可を受けなければ

ならない。
２　補助事業者は、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。
３　補助事業者は、基金の廃止後において、基金事業に係る契約の相手方又は助成金の交付先から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

（事業の終期及び見直し）
第２３条　基金事業を実施する期間は令和 16 年度までとする。
２　社会情勢の変化、施策の変更等により安定供給確保支援業務を実施する必要がなくなり、法第 41 条第３項に基づき主務大臣が補助事業者の指定を取り消した場合は、第１項の期間に関わらず事業を終了するものとする。
３　大臣は、基金事業の内容について、原則として施行後３年を目途として見直しを行い、その後３年ごとを目途として見直し検討を行うものとする。

（その他）
第２４条　本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附　則
この要綱は、令和８年２月２５日から施行する。

（資料２）

船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準

令和５年２月１５日制定
令和８年２月２５日改定
内閣府
国土交通省

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「法」という。）第３１条第４項の規定に基づき、船舶の部品に係る安定供給確保支援法人である一般財団法人日本船舶技術研究協会（法人番号：5010405010514）が安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準として、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（以下「実施基準」という。）を次のとおり定めたので、同条第６項の規定に基づき公表する。

なお、この実施基準における用語は、法及び関係政省令並びに船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和４年１２月２８日国土交通省公表。以下「安定供給確保取組方針」という。）において使用する用語の例による。

１．目的・概要

四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国において、貿易量の 99%以上を担う海上輸送は、国民生活・経済活動に不可欠な極めて重要なインフラである。

海上輸送に用いるために国内で建造される船舶を構成する機器（以下「舶用機器」という。）の約９割は国内で調達されており、船舶及び舶用機器の建造・製造を担う造船・舶用工業は、我が国にとって不可欠な産業である。

世界の海上荷動量が拡大傾向（毎年平均約４％の伸び率）である上 、近年、海運分野のカーボンニュートラル化（以下「ＣＮ化」という。）の加速、船舶の省人化・自動化の進展等の世界的な潮流を受け、船舶・舶用機器についても、需要の増加に加えて求められる性能の高度化が進んでいる。

船舶は我が国と中国・韓国で世界需要の９割以上を建造しており、世界単一の船舶市場において、我が国の造船業は、特に２０００年以降これらの国との熾烈な受注競争を繰り広げていることから、舶用機器を製造する舶用工業も造船業の熾烈な受注競争の影響を受けている。

海上輸送等に欠かせない船舶の確保のためには、これを構成する部品の確保が不可欠となる。中でも船舶用機関、航海用具、推進器及び船体（以下「船舶の部品」という。）は、船舶の航行やその安全性確保に欠かせない重要な部品であるが、その製造体制に喫緊の課題があり、供給途絶につながるリスクが顕在化しており、万一これらの船舶の部品の供給が途絶した場合には、船舶の供給を他国に依存せざるを得なくなる事態も想定されるが、その場合、我が国に対して安定的な供給

がなされないおそれがあり、我が国の船舶建造ひいては安定的な海上輸送が損なわれることとなる。

このため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和４年政令第３９４号。以下「施行令」という。）第１条第１１号により特定重要物資として指定された船舶の部品及びその生産に必要な原材料等（以下「船舶の部品等」という。）のサプライチェーンを強靭化するため、一般財団法人日本船舶技術研究協会（以下「指定法人」という。）を、法第３１条第１項に基づき船舶の部品等に係る安定供給確保支援法人として指定するとともに、指定法人に安定供給確保支援法人基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。当該指定法人は、基金の適正な運用管理を行うとともに、船舶の部品等の安定供給確保に取り組む認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付その他の安定供給確保支援業務を行うものとする。

本実施基準は、安定供給確保支援業務の内容及び実施体制等、指定法人が適正かつ確実に業務を実施するに当たって従うべき基準を定めるものであり、指定法人は、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和４年９月３０日閣議決定）、安定供給確保取組方針及び本実施基準に従って、安定供給確保支援業務を実施するものとする。

２．安定供給確保支援業務の内容に関する事項

指定法人は、次に掲げる業務を実施するものとする。

（１）認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

① 支援対象とする特定重要物資等

指定法人は、船舶の部品等のうち、安定供給確保取組方針第２章第２節で定める品目を対象に支援を行うものとする。

② 支援対象とする取組

指定法人は、上記①の特定重要物資等の安定供給確保に特に必要と認められ、安定供給確保取組方針第２章第２節で定める取組であって、法第９条第１項により国土交通大臣の認定を受けた供給確保計画に記載された取組を対象に支援を行うものとする。

（２）船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

指定法人は、船舶の部品等の国内や海外の需給動向その他の安定供給確保に関する情報の収集を行うとともに、内閣府・国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（令和４年内閣府・国土交通省令第８号。以下「支援法人命令」という。）第５条第２項に基づき、広く発信を図るものとする。

（３）船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

指定法人は、支援法人命令第５条第３項に基づき、会員以外の者を含め、船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずるものとする。

３．安定供給確保支援業務の実施体制に関する事項

安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するためには、以下の①から④が確保される必要がある。

① 安定供給確保支援業務を実施する専任の部署を指定法人に設置すること。
② 認定供給確保事業者への助成金の交付等を適正かつ確実に実施するため、上記①の部署に統括責任者を配置すること。
③ 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼさないよう、安定供給確保支援業務の実施に必要な人員を確保すること。
④ 安定供給確保支援業務を行うに当たっては、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれる情報を取り扱い得ることに留意しつつ、法第３３条第５項の規定に基づく安定供給確保支援業務規程(以下「業務規程」という。)の公表、第３５条第２項の事業計画書及び収支予算書の公表並びに同条第３項の事業報告書及び収支決算書の公表を実施し、必要な情報を公開することにより、その運用の透明性を確保すること。

上記を踏まえ、指定法人は、支援法人命令第９条第３項第１号の次の（ア）から（ウ）に掲げる事項を業務規程に定めるものとする。

（ア） 安定供給確保支援業務を実施する専任部署の設置、業務の実施に必要な人員に関する事項
（イ） 上記アの部署に配置する責任者や、安定供給確保支援業務に係る意思

決定に関する事項

（ウ）　法第３３条第５項の業務規程の公表、第３５条第２項の事業計画書及び収支予算書の公表並びに第３５条第３項の事業報告書及び収支決算書の公表に関する事項

４．安定供給確保支援業務の実施方法に関する事項

指定法人は、次の（１）～（４）に掲げる事項に基づき、安定供給確保支援業務を実施すること。

（１）基金の設置及び管理に関する事項

①　基金の設置に関する事項

認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金への助成金の交付等の安定供給確保支援業務（船体に係る業務に限る。）を行うに当たっては、基金を設置するものとし、法第３４条第２項の規定に基づき国土交通大臣から交付を受けた造船業再生基金補助金をもって、これに充てること。

②　基金の管理に関する事項

指定法人は、次に掲げる内容を業務規程に定めることとし、当該定めに即して基金を管理・運用すること。

ア　指定法人は、法第３６条及び第３８条並びに支援法人命令第１２条及び第１３条に基づき、安定供給確保支援業務（基金に係る業務を除く。）、基金に係る業務及び支援法人の行う他の業務ごとに経理を明確に区分して整理するとともに、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくこと。

イ　基金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとすること。

ウ　法第 34 条第４項の規定に基づく基金の運用については、元本の償還の確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うものとすること。

（２）助成金の交付に関する事項

指定法人は、２（１）で掲げる助成金の交付に当たっては、認定供給確保事業者を対象に、船舶の部品等の安定供給確保の観点で効果的と認められるものに対して行うものとし、次の①～⑥に掲げる事項に従い、実施するものとする。

①　助成対象事業の交付の要件及び選定の基準に関する事項（法第３３条第２項

第３号イ及び支援法人命令第９条第１項第１号関係）

助成対象事業の交付の要件及び選定の基準として、安定供給確保取組方針第３章「船舶の部品等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限」に基づき、次に掲げる事項について､確認の上で交付を決定する旨を業務規程に定めるものとする。

ア　安定供給確保の目標への寄与
イ　供給安定性
ウ　取組ごとに行うべき期間又は期限
エ　実施体制
オ　取組を円滑かつ確実に実施するための措置

② 助成金の交付申請書に記載すべき事項（法第３３条第２項第３号ロ関係）

助成金の交付申請書に記載すべき事項として、次に掲げる事項について業務規程に定めるものとする。

ア　助成金の交付を受けて行おうとする認定供給確保事業の内容
イ　前号の事業に必要な資金の額及びその配分
ウ　交付を受けようとする助成金の額及びその配分

③ 助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項（法第３３条第２項第３号ハ関係）

助成金の交付の決定に際し付すべき条件として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号)、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱、造船業再生基金補助金交付要綱等の規定を遵守すべきこと、及び次に掲げる事項について業務規程に定めるものとする。

ア　助成金の交付の決定を受けた認定供給確保事業の内容又は助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合の手続きに関する事項
イ　助成金の交付の決定を受けた事業によって取得し、又は効用を増加させた財産の処分の制限に関する事項
ウ　助成金の交付の決定を受けた事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合の手続きに関する事項
エ　助成金の交付の決定を受けた事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合の手続きに関する事項
オ　認定供給確保事業の実施に当たっては、安定供給確保取組方針第６章第２節及び第３節に掲げる事項への留意に関する事項
カ　造船業再生基金について、国の予算が新たに措置された場合において、認定供給確保計画に記載された取組について当該予算の範囲内で交付決定の

変更を行う方法に関する事項

キ　その他必要な事項

④　助成金の交付の方法（支援法人命令第９条第１項第２号関係）

助成金の交付の方法として、認定供給確保事業者から認定供給確保事業を行うために必要な資金を対象経費とした助成金交付申請を受け、指定法人が国の予算の範囲内で交付の決定を行う方法とすることを業務規程に定めるものとする。

⑤　助成金の交付の期間（支援法人命令第９条第１項第４号関係）

助成金の交付の期間については、次に掲げる事項を業務規程に定めるものとする。

ア　船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金に関しては、国の予算書で承認された期間の範囲内で、認定供給確保計画に記載された実施期間を踏まえ、交付決定の際に、適切に定めること。

イ　造船業再生基金補助金に関しては、認定供給確保計画に記載された実施期間を踏まえ、交付決定の際に、適切に定めること。

⑥　助成金の交付の取消し及び返還（支援法人命令第９条第１項第５号関係）

ア　交付の取消し

助成事業者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることを業務規程に定めるものとする。

・　国土交通大臣が認定供給確保計画の変更を指示又は認定を取り消した場合
・　助成金を他の用途へ使用し、交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したものと認められる場合
・　助成金に関し不正、怠慢、その不適当な行為をした場合
・　その他業務規程において別途交付決定の取消しに関する事項を定めた場合、当該事項に掲げる要件に該当する場合

イ　助成金の返還等

次に掲げる事項について、業務規程に定めるものとする。

・　助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を請求すること。
・　加算金の算定方法その他の助成金の返還等に関し必要な事項。

（３）情報の収集に関する事項

指定法人は、２（２）の規定に基づき船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集を行うとともに、当該業務を通じて収集した情報を船舶の部品等の安定供給確保の観点から整理･評価の上､必要なものについて刊行物への掲載、インターネットの利用その他の広く周知を図ることができる方法により、発信を図るものとする。

また、当該業務で得た情報の管理及び保持の方法については、業務規程に定めるものとする。（支援法人命令第９条第３項第３号関係）

（４）照会及び相談に関する事項

指定法人は、２（３）で掲げる照会及び相談に応ずる業務に当たっては、指定法人のホームページへの掲載その他の方法により、その連絡先を明らかにするものとする。

また、相談窓口の設置については、部署を業務規程に定めるものとする。（支援法人命令第９条第３項第４号関係）

５．安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項

指定法人は、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある情報に接する可能性があることを踏まえ、情報管理責任者を置いたうえで安定供給確保支援業務を通じて知り得た情報を適切に管理し、秘密を確実に保持するものとする。

また、安定供給確保支援業務に関する秘密の保持については、指定の申請書に添付した支援法人命令第２条第２項第９号の書類に記載した措置を遵守することを業務規程に定めるものとする。（支援法人命令第９条第３項第１号関係）

６．助成金の交付業務の支援の対象となる認定供給確保事業者に対する監査に関する事項

指定法人は、２．（１）の業務の助成事業者に対し、認定供給確保計画で定める供給確保計画の実施期間並びに交付決定の内容及びこれに付した条件等に従っているか否かについて必要な監査を行うものとする。

また、必要な事項は、業務規程に定めるものとする。

７．その他必要な事項

指定法人は、安定供給確保支援業務で得られた情報について、安定供給確保支援業務の遂行の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

また、その旨を業務規程に定めるものとする。

附　則（令和８年２月２５日改定）

改定後の実施基準は、令和８年２月２５日から適用する。

（資料３）

一般財団法人日本船舶技術研究協会
安定供給確保支援業務規程

制定　令和５年２月２４日（第４４回理事会決議）
改定　令和８年２月２５日（第５６回理事会決議）

目次

第１章　総則
第２章　助成業務
第３章　基金の管理等
第４章　情報収集業務、照会・相談業務
第５章　雑則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人日本船舶技術研究協会（以下「本協会」という。）が経済対策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第４３号。以下「経済安全保障推進法」という。）第３１条第１項の規定に基づき指定された船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器並びに船体に限る。）に係る安定供給確保支援法人として行う安定供給確保支援業務の適正な運営を図るため、これらに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（適用等）

第２条　本協会が行う、経済安全保障推進法第３１条第３項第１号に規定する助成金（以下単に「助成金」という。）の交付その他の安定供給確保支援業務は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱（令和５年２月１５日付け国海産第４６６号。以下「船舶関連機器補助金交付要綱」という。）及び造船業再生基金補助金交付要綱（令和８年２月２５日付け国海産第８５３号。以下「造船補助金交付要綱」という。）、造船業再生基金補助金実施要領（令和８年２月２５日付け国海産第８５３号。以下「造船補助金実施要領」という。）並びに経済安全保障推進法、関係政省令、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和４年９月３０日閣議決定）、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和４年１２月２８日国土交通省公表。以下「安定供給確保取組方針」という。）及び船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和５年２月１５日付け府経

安第２６号・国海産第４６４号。以下「供給確保支援実施基準」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

２　この規程において使用する用語は、前項の法令等において使用する用語の例による。

３　内閣総理大臣及び国土交通大臣によるこの規程の認可を受けたときは、遅滞なく、本協会のホームページへの掲載を行うものとする。変更の認可を受けたときも同様とする。

（実施体制等）

第３条　本協会は、安定供給確保支援業務を実施する専任の部署として安定供給確保支援グループを設置し、その部署に統括責任者としてグループ長を配置するものとする。

２　前項のほか、業務の適正かつ確実な運用を図るため、安定供給確保支援グループにはグループ長のほかに常時安定供給確保支援業務に従事する職員を一人以上配置し、グループ長の指導監督のもと、安定供給確保支援業務を行うものとする。

（事業計画等）

第４条　本協会は、経済安全保障推進法第３５条第１項の規定に基づき、毎事業年度、安定供給確保支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、毎事業年度開始の一月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）内閣総理大臣及び国土交通大臣に提出し、認可を受け、並びに認可後に遅滞なく公表するものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　本協会は、経済安全保障推進法第３５条第３項の規定に基づき、毎事業年度、安定供給確保支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、並びに毎事業年度終了後の三月以内に内閣総理大臣及び国土交通大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。

３　前二項に掲げる書類の公表は、本協会のホームページへの掲載により行うものとする。

（指定に係る特定重要物資）

第５条　本協会は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和４年政令第３９４号）第１条第１１号に規定する船舶の部品に係る安定供給確保支援法人として、船舶の部品及びその生産に必要な原材料等（以下「船舶の部品等」という。）を対象に安定供給確保支援業務を行う。

（安定供給確保支援業務）

第６条　本協会は、安定供給確保支援業務として、供給確保支援実施基準に基づき、次

に掲げる業務を行うものとする。

一　経済安全保障推進法第３１条第３項第１号に規定する船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付（以下「助成業務」という。）及びそれに附帯する業務

二　経済安全保障推進法第３１条第１項第３号に規定する船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集（以下「情報収集業務」という。）及びそれに附帯する業務

三　経済安全保障推進法第３１条第１項第４号に規定する船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること（以下「照会・相談業務」という。）並びにそれに附帯する業務

第２章　助成業務

（対象となる認定供給確保事業）

第７条　本協会が行う助成業務の対象となる認定供給確保事業は、第５条の特定重要物資及びその生産に必要な原材料等のうち、安定供給確保取組方針第２章第２節で定める品目について認定供給確保事業者が行うものとする（以下、船舶用機関、航海用具及び推進器に係る認定供給確保事業に関しては「船舶関連機器サプライチェーン強靭化事業」と、船体に係る認定供給確保支援事業に関しては「造船業再生事業」という。）。

（助成金の交付の要件等）

第８条　助成金の交付の要件は、前条の認定供給確保事業であって、船舶関連機器サプライチェーン強靭化事業については、船舶関連機器補助金交付要綱第４条及び同別表に規定される補助対象経費、造船業再生事業については、造船補助金実施要領第２の４（４）及び別表第１に規定される基金事業に要する経費に該当するものとする。

２　助成金の交付の対象とする認定供給確保事業の選定の基準は、安定供給確保取組方針第３章「船舶の部品等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限」に基づき、次に掲げる事項について、確認の上で交付を決定することとする。

一　安定供給確保の目標への寄与

二　供給安定性

三　取組ごとに行うべき期間又は期限

四　実施体制

五　取組を円滑かつ確実に実施するための措置

３　助成金の交付の方法は、認定供給確保事業者から申請を受けて、日本国政府の予算の範囲内で本協会が交付の決定を行うものとする。

４　助成金の交付の期間は、船舶の部品等の安定供給確保取組方針において定める取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限の範囲内とし、原則として、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業は令和９年３月３１日まで、造船業再生事業は令和１７年３月３１日までとする。

（助成金の交付の対象）

第９条　本協会は、認定供給確保事業者に対し、認定供給確保事業を行うために必要な費用の一部を助成する。ただし、第２７条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

（助成対象費用等）

第１０条　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、認定供給確保計画の取組の実施期間において第７条に規定する認定供給確保事業を行うために必要な費用のうち、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業については、船舶関連機器補助金交付要綱第４条及び同別表の補助対象経費の欄に規定される経費、造船業再生事業については、造船補助金実施要領第２の４（４）及び別表第１に規定される基金事業に要する経費の費目の範囲であって、別表に掲げる内容のものとする。なお、助成対象費用に含めることに疑義がある費用については、あらかじめ国土交通省と協議するものとする。

２　助成対象費用は、前項の実施期間において発生した費用とする。

３　助成金の額は、助成対象費用に、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業については船舶関連機器補助金交付要綱第４条及び同別表、造船業再生事業については造船補助金実施要領第３の２及び別表第２に規定される助成率を乗じた金額以内とする。

４　船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業については、助成金の交付を受けて行う認定供給確保事業（以下「助成事業」という。）の実施期間が国の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、国の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

（交付の申請書に記載すべき事項等）

第１１条　本協会は、助成金の交付の申請をしようとする認定供給確保事業者（以下「申請者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した様式第１による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出させるものとする。

一　助成金の交付を受けて行おうとする認定供給確保事業の内容

二　前号の事業に必要な資金の額及びその配分

三　交付を受けようとする助成金の額及びその配分

四　その他の必要な事項

２　本協会は、申請者が助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第１２条　本協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

２　本協会は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業については様式第２による助成金交付決定通知書により、造船業再生事業については様式第３による助成金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

３　前項の場合において、本協会は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

４　本協会は、第２項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項本文の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

５　本協会は、前条第２項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

６　本協会は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の決定に際し付すべき条件）

第１３条　本協会は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一　助成事業を行う事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

二　助成事業者は、助成事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ本協会

の承認を受けるべきこと。ただし、第１５条第１項ただし書の軽微な変更の場合については、この限りとせず、届け出るべきこと。

三　助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、本協会の承認を受けるべきこと。

四　助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

五　助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、委託又は共同で実施することを、助成金交付申請書に記載し、本協会が交付決定した場合又はあらかじめ本協会が認めた場合はこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

六　助成事業者は、助成事業を実施するために締結する売買、委託、請負その他の契約（契約金額が１００万円未満のものを除く。）をするにあたり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、本協会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。

七　本協会は、助成事業者が前号の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は本協会から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。

八　前二号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとすること。

九　助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

十　助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第４による事故報告書を速やかに本協会に提出し、その指示を受けるべきこと。

十一　助成事業者は、本協会が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第５による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

十二　助成事業者は、助成事業が完了するときは、その日から１ヵ月を経過した日又は３月３１日のいずれか早い日（第三号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、

その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに国の会計年度が終了するときは、翌年度の４月１５日までに、様式第６による実績報告書を本協会に提出すべきこと。

十三　助成事業者は、本協会が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、本協会が必要であると認め、国土交通省の職員を立ち会わせるときは、これに応ずべきこと。

十四　助成事業者は、本協会が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

十五　助成事業者は、本協会が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、本協会の指示に従うべきこと。

十六　助成事業者は、本協会が第２２条第３項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、本協会が指定する期日までに返還すべきこと。

十七　助成事業者は、第２２条第１項及び第２項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第２１条第１項第８号の規定による場合はこの限りではない。

十八　助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

十九　助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後５年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第７による届出書を本協会に提出すべきこと。

二十　助成事業者は、助成事業で整備されたもの又は得られた成果を発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、事前に本協会に対し別途定める方法により報告することとし、また、本協会の事業で整備されたもの又は得られた成果であることを明示すること。

二十一　助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、第１９条第１項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとすることをいう。）を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ本協会の承認を受けるべきこと。

二十二　助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、本協会の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

二十三　助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から２０日以内に、様式第８による助成金交付申請取下げ届出書を本協会に提出することにより行うべきこと。

二十四　助成事業者は、助成対象事業（研究開発に限る。）終了後一定期間内に、当該事業の成果に基づく産業財産権等の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、本協会に報告すること。

二十五　複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、本協会の指示に従うべきこと。

二十六　助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で本協会に報告すること。この場合、助成事業者は、国土交通省「研究活動における不正行為への対応指針」（平成 19 年８月 30 日制定）に基づき調査を行うこと。

二十七　助成事業者は、第１２条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、本協会の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

二十八　助成事業者は、本協会が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて国土交通省に対して提供することに同意すること。

二十九　助成事業者は、本協会が、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。

三十　助成事業の実施に当たっては、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針第６章第２節及び第３節に掲げる事項に留意すべきこと。

三十一　造船業再生基金については、令和７年度補正予算において３年程度の事業に必要な予算が措置されており、その後は成果目標の達成状況を見て検討するとされているところ、日本国政府の予算が新たに措置された場合において、助成事業者は、認定供給確保計画に従い、追加的に助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ本協会の承認を受けるべきものとし、本協会は承認の申請があった場合は当該予算の範囲内で交付決定の変更を行うこと。変更に当たっては、本協会は国土交通省と協議すること。

２　本協会は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第１２条第２項に規定する助成金交付決定通知書において、別途条件を

定めることができる。

（申請の取下げ）

第１４条　本協会は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条第１項第２３号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更等）

第１５条　本協会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第９による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更の場合については、様式第１０による軽微な変更届出書を提出させるものとする。

一　助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

二　助成事業の期間を変更しようとするとき。

三　助成金交付申請書（助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定を行った場合は助成金交付決定通知書）に記載された助成対象費用の費目の配分のいずれか低い額の１０分の２を超えて流用するとき。

四　造船業再生基金に関し、日本国政府の予算が新たに措置された場合において、認定供給確保計画に従い、追加的に助成金の交付を受けようとするとき。

２　本協会は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に速やかに通知するものとする。ただし、前項第４号に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、承認に当たっては、本協会は国土交通省と協議するものとする。

３　第１２条（第１項を除く。）及び第１３条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

４　本協会は、助成事業者が、助成事業の一部について第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、あらかじめ承認を受けさせるものとし、承認に当たっては、本協会は国土交通省と協議するものとする。助成金交付申請書に記載し、本協会が国土交通省に協議した上で交付決定した場合は、承認したものとみなす。

（助成金の額の確定）

第１６条　本協会は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第１１による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。

２　前項の助成金の確定額は、船舶関連機器サプライチェーン強靭化事業については、本協会が交付の決定を行った助成金の額（当該交付決定が変更された場合は変更後の額）の年度限度額と前項の規定による実績報告書の助成対象費用（費目毎に配分された流用後の限度額と実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）に助成率を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額とする。造船業再生事業については、交付決定された助成金の額と、助成事業が完了したときに提出する実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）に助成率を乗じて得た額のいずれか低い額の合計額とする。

（助成金の支払）

第１７条　本協会は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

２　本協会は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第１２による助成金概算払請求書又は様式第１３による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

（財産の管理等）

第１８条　助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　助成事業者は、取得財産等について本協会が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

３　助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で本協会が指定する期日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。）までに、又は助成事業が完了せずに国の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で本協会が指定する期日までに、様式第１４による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して本協会に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第１９条　助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価５０万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

２　取得財産等の処分を制限する期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成２２年国土交通省告示第５０５号）で定められた期間とする。

３　助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、第１項の規定により処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第１５による財産処分承認申請書を本協会に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
４　助成事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加が１０万円未満のものを除く。）を処分することにより、収入があったときは様式第１６による収入金報告書を本協会に提出し、本協会の請求に応じその収入の一部を本協会に納付しなければならない。
５　助成事業者は、第２項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前項の規定は適用しない。

（中止又は廃止の承認）
第２０条　本協会は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。
２　本協会は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第９に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第１７により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
３　第１６条の規定は、本協会が第１項の承認をした場合に準用する。

（交付決定の取消）
第２１条　本協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１２条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
一　助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
二　助成事業者が、第１２条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
三　助成事業者が、第１３条の規定により付された条件に違反したとき。
四　助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
五　助成事業者が、本協会との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
六　助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
七　助成事業者が、第２７条の規定の誓約に違反したとき。
八　国土交通大臣が、認定供給確保計画の変更を指示又は認定を取り消した場合
九　天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
２　前項第一号から第八号に掲げるものについては、第１６条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

３　本協会は、第１項に基づく取消をしたときは、様式第１７に準じた様式より速やかに助成事業者に通知するとともにその旨を国土交通省に報告するものとする。

（助成金の返還等）

第２２条　本協会は、前条（第１項第８号を除く。）の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

２　本協会は、前条第１項第８号の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、請求する返還の額に関する国土交通省からの指示に従って、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

３　本協会は、第１６条の規定に基づき額の確定をした場合（第２０条第３項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

４　本協会は、前３項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。

一　返還すべき助成金の額

二　加算金及び延滞金に関する事項

三　納期日

５　本協会は、第１項、第２項又は第３項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第１８又は第１９により報告させるものとする。

６　本協会は、助成事業者が、返還すべき助成金を第４項第３号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第２３条　助成事業者は、助成金の確定額から当該助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が減額されていない場合において、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては国の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、様式第２０により速やかに本協会に報告しなければならない。

２　本協会は、第１２条第５項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

３　前条第４項及び第６項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

（加算金の計算）

第２４条　本協会は、助成金が２回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

２　本協会は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第２５条　本協会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

２　前条第２項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（収益納付）

第２６条　助成事業者は、助成対象事業（研究開発に限る。）終了後一定期間内に、当該事業の成果に基づく産業財産権等の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、本協会に報告しなければならない。

２　助成事業者は、本協会が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、本協会の指示に従い、交付された助成金の全部又は一部に相当する金額を本協会に納付しなければならない。

３　本協会は、前項の承認に際して必要な条件を付すことができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第２７条　助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に揚げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一　法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

第３章　基金の管理等

（基金）

第２８条　本協会は、経済安全保障推進法第３４条第１項の規定に基づき、安定供給確保支援業務（船体に係る業務に限る。）を行うに当たっては、基金を設けるものとする。

２　基金は、経済安全保障推進法第３４条第２項の規定に基づき国土交通大臣から交付を受けた造船業再生基金補助金をもって、これを充てるものとし、当該基金に係る余裕金の運用によって生じた利子その他の収入金に相当する金額は基金に充てるものとする。

（基金の管理及び運用）

第２９条　本協会は、基金について善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

２　本協会は、基金の運用に当たっては、経済安全保障推進法第３４条第３項及び第４項の規定に基づき、元本の償還確実性及び認定供給確保事業者に対する適時かつ適切な支援が確保される方法により行うものとする。

３　本協会は、経済安全保障推進法第３６条及び第３８条の規定に基づき、安定供給確保支援業務（基金に係る業務を除く。）、基金に係る業務、及び本協会の行う他の業務ごとに経理を区分して整理し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その帳簿を基金を廃止した日の属する会計年度の終了後５年間保存するものとする。

（基金に係る業務に関する報告）

第３０条　本協会は、経済安全保障推進法第３４条第８項の規定に基づき、毎事業年度終了後６か月以内に、基金に係る業務に関する報告書を作成し、国土交通大臣に提出するものとする。

第４章　情報収集業務、照会・相談業務

（情報収集業務）

第３１条　本協会は、船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集を行うととも

に、当該業務を通じて収集した情報を船舶の部品等の安定供給確保の観点から整理・評価の上、必要なものについて刊行物への掲載、インターネットの利用その他の広く周知を図ることができる方法により、発信を図るものとする。

２　前項の方法により収集した情報に、対外的に公表されていないものが含まれる場合は、第３３条及び第３４条に準じて、その情報を管理し、及び保持するものとする。

（照会・相談業務）

第３２条　本協会は、照会・相談業務の実施に当たっては、安定供給確保支援グループに相談窓口を設置した上で、ホームページに相談先を掲載し、認定を受けていない事業者も含め、船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者からの照会及び相談に応ずるものとする。

第５章　雑則

（秘密保持義務）

第３３条　役職員は、秘密情報（認定供給確保事業者の認定供給確保計画に記載された情報その他の安定供給確保支援業務の実施に伴い入手した情報のうち、対外的に公表されていないものをいう。）を漏らし、又は盗用してはならない。役員にあっては任期の満了、辞任又は解任後、職員にあっては解雇又は退職後も同様とする。

２　安定供給確保支援業務の秘密の保持及び情報の管理に関し必要な事項は、安定供給確保支援業務に関する秘密保持・情報管理規程（規程第２２号）によるものとする。

（監査）

第３４条　監査は、助成業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的とし、助成事業者の助成金に係る業務の処理について実施するものとする。

２　監査は、定期に行うほか、必要があるときは臨時にこれを行うものとする。

３　監査は、書面により又は実地に行うものとする。

４　監査を実施する者は、その実施に当たっては、関係者の意見を十分に徴し、かつ、助成事業者の業務の執行に支障を与えないよう務めるものとする。

（その他必要な事項）

第３５条　この規程に定めるもののほか、安定供給確保支援業務に関し必要な事項は、本協会が別に定めるものとする。

２　この規程に定める申請、報告等の様式は、必要に応じて変更して使用することができる。

附　則

この規程は、内閣総理大臣及び国土交通大臣により、認可された日（令和５年３月

１５日）から適用する。

附　則

１　この規程は、内閣総理大臣及び国土交通大臣により認可された日（令和８年３月１１日）から改定する。

２　この規程の改定の際現にあるこの規程による改定前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改定後の様式によるものとみなす。

３　この規程の改定の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表　助成対象費用（第１０条関係）

助成対象費用			
経費の費目	中区分	細区分	内容
調査・試験・分析・検証等費用	－	－	事業を行うために直接必要な調査・試験・分析・検証等に要する費用をいう。助成事業者が自ら行う場合においては材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他の費用をいい、請負又は委託により行う場合においては請負又は委託の費用をいう。
設計費	－	－	事業を行うために直接必要な設計・工事監理に要する費用をいう。助成事業者が自ら設計・工事監理を行う場合においては材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他の費用をいい、請負又は委託により行う場合においては請負又は委託の費用をいう。
材料費	－	－	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考にした上で、事業の実施時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
設備費（ネットワーク連繋、オペレーティングシステム構築の費用を含む。）	－	－	事業を行うために直接必要な次の費用をいう。 ・設備及び機器の購入並びにこれらの運搬 ・設備及び機器の運転操作のためのネットワーク連繋及びオペレーティングシステム構築 ・設備及び機器の据付け、試験運転、調整等
運搬費	－	－	事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用をいう。
工事費（基礎工事、仮設・撤去、付帯工事、工事管理の費用を含む。）	本工事費		事業を行うために直接必要な工事（基礎工事を含む。）の費用で、次の細区分とする。
		材料費	本工事に直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考にした上で、事業の実施時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度の国土交通省の「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く))
		共通仮設費	次の費用をいう。

			①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	－	本工事に付随する工事に要する費用（土地造成を含む）をいい、必要最小限度の範囲とし、本工事費に準じて算定するものとする。
	機械器具費	－	工事を行うために直接必要な建設用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する費用をいう。
	測量及び試験費	－	工事を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する費用をいう。
用地買収交渉費	－	－	事業を行うために直接必要な用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用をいう。
労務費（研究員、補助員の費用を含む。）	研究員費	－	事業に直接従事する研究者の人件費をいう。
	補助員費	－	事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記研究員費に含まれるものを除く）をいう。
その他経費（旅費、諸経費を含む。）	旅費	－	事業を行うために直接必要な次の費用をいう。 ①事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費 ②研究者以外の者の、事業の実施に必要な知識、情報、意見等収集のための国内、海外調査に要する旅費、滞在費、交通費
	諸経費	－	上記旅費のほか、事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。
委託費・共同研究費	－	－	事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記に定める項目に準じて行う。

（資料４）

参照条文

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）（抄）

（特定重要物資の指定）

第七条　国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）若しくはその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）又は当該物資若しくは原材料等（以下この条において「物資等」という。）の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるもの（第八条の二第一項において「物資等供給不可欠役務」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、その生産若しくは提供に係る基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産若しくは提供に係る技術の導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

（供給確保計画の認定）

第九条　特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組（以下この条において「取組」という。）に関する計画（以下この節及び第二十九条において「供給確保計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　二以上の者が取組を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は、共同して供給確保計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

３～６　（略）

（安定供給確保支援法人の指定及び業務）

第三十一条　主務大臣は、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、主務省令で定めるところにより、一般社団法人、一般財団法人その他主務省令で定める法人であって、第三項に規定する業務（以下この章及び第九十六条第三号において「安定供給確保支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、特定重要物資ごとに安定供給確保支援法人として指定することができる。

一　安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二　安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。

三　安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

２　（略）

３　安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一　認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二　（略）

三　安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと。

四　安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保のために必要とされる事項について、当該特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

４　主務大臣は、指定をするに当たっては、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準（以下この節において「供給確保支援実施基準」という。）を定めるものとする。

５～７　（略）

（安定供給確保支援業務規程）

第三十三条　安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務を行うときは、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援業務の開始前に、安定供給確保支援業務に関する規程（以下この条において「安定供給確保支援業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　安定供給確保支援業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　指定に係る特定重要物資

二　安定供給確保支援業務の対象となる認定供給確保事業に関する事項

三　第三十一条第三項第一号に掲げる業務に関する次に掲げる事項

イ　認定供給確保事業者に対する助成金の交付の要件に関する事項

ロ　認定供給確保事業者による助成金の交付申請書に記載すべき事項

ハ　認定供給確保事業者に対する助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項として主務省令で定める事項

四　（略）

五　安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務に関し必要な事項として主務省令で定める事項

３～６　（略）

（安定供給確保支援法人基金）

第三十四条　安定供給確保支援法人は、主務大臣が供給確保支援実施基準において当該安定供給確保支援法人が行う安定供給確保支援業務として次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に関する事項を定めた場合には、これらの業務に要する費用に充てるための基金（以下この節及び第九十九条において「安定供給確保支援法人基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一　外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であって、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

２　国は、予算の範囲内において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援法人基金に充てる資金を補助することができる。

３　安定供給確保支援法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該安定供給確保支援法人基金に充てるものとする。

４～７　（略）

８　安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援法人基金を設けたときは、毎事業年度終了後六月以内に、当該安定供給確保支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

９　主務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書に付する内閣総理大臣及び国土交通大臣の意見

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号）第 34 条第９項の規定に基づき、一般財団法人日本船舶技術研究協会令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務に関する報告書に付する内閣総理大臣及び国土交通大臣の意見は次のとおりである。

内閣総理大臣
国土交通大臣

令和７年度安定供給確保支援法人基金（造船業再生基金）に係る業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

１．一般財団法人日本船舶技術研究協会においては、事業の効果的な運用を目指し、内閣府及び国土交通省との協議を行い、体制・規程を整備した上で、基金を造成するなど、着実に業務を実施した。

２．基金の管理については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 34 条、第 36 条及び第 38 条、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和５年２月 15 日内閣総理大臣及び国土交通大臣制定）、一般財団法人日本船舶技術研究協会安定供給確保支援業務規程（令和５年２月 24 日一般財団法人日本船舶技術研究協会制定）等に基づき、適切な運用が図られた。